

## 漏水調査のお知らせ

水道企業団では、水資源の有効活用や漏水による道路陥没事故の未然防止などのため、道路上での路面探知と、お客さま所有の給水管(宅地内のメーターまで)での漏水調査を行っています。

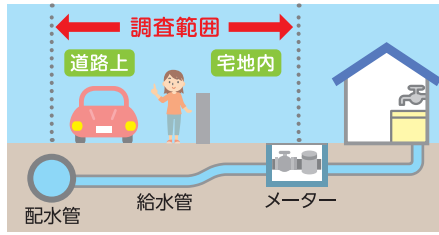
**漏水調査は、委託業者が無料でいきます**ので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### 令和元年度 委託調査会社

株式会社 日本漏防コンサルタント  
TEL. (088) 632-6616



委託業者は  
身分証明書を  
携帯しています。



### 令和元年度 漏水調査 実施予定地域

塩屋町	片原町	松島町	旅籠町	新田町
築地町	鶴屋町	松島町1~3丁目	中新町	高松町
塩上町	本町	上福岡町	玉藻町	屋島東町
塩上町1~3丁目	北浜町	観光町	丸の内	屋島中町
八坂町	朝日町1~6丁目	観光通1・2丁目	内町	屋島西町
福田町	朝日新町	多賀町1~3丁目	鍛冶屋町	元山町
常磐町1・2丁目	東浜町1丁目	花園町1~3丁目	丸亀町	東山崎町
瓦町1・2丁目	通町	田町	南新町	庵治町
古馬場町	井口町	東田町	亀井町	牟礼町
御坊町	末広町	藤塚町	今里町	
今新町	福岡町1~4丁目	藤塚町1~3丁目	今里町1・2丁目	
大工町	城東町1・2丁目	桜町1・2丁目	木太町	
百間町	松福町1・2丁目	楠上町1・2丁目	春日町	

**お問い合わせ先** 水道整備課 漏水修繕係 TEL.839-2761

## 悪質業者・二セ職員にご注意を!

水漏れなどの修理をした後で高額な料金を請求する**悪質業者が増えています**。無料を強く訴えたチラシなどの業者には安易に連絡しないでください。また、水道企業団職員を装って、高価な浄水器等を売りつける**二セ職員**にもご注意ください。



実際に、

- **メーターの点検・交換をする**と言って料金を請求された
- **基本料金1,500円~と聞いていた**ので修理を依頼すると**高額な料金を請求された**

という被害に遭われた事例があります。

「何か変だな?」と思われたら、水道企業団または消費生活センターまでご相談ください。

### お問い合わせ先

給水課 TEL.839-2718  
消費生活センター TEL.839-2066

## 水道料金・水道加入金の税率が10%になりました

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税率が8%から10%に改定されました。これに伴い、水道料金、水道加入金についても、10月1日から税率10%となっています。

水道料金については、令和元年9月30日以前から継続してご使用されている場合は、経過措置が適用され、10月1日以降、初回の検針分は旧税率での料金を算出させていただきます。

### お問い合わせ先

(水道料金について)  
お客さまセンター TEL.839-2731

(水道加入金について)  
給水課 TEL.839-2718



水道の使用開始日が10月1日以降のお客さまは、10%が適用されます。

### 経過措置

9月30日以前から水道をご使用の場合は以下のような経過措置が適用されます。

